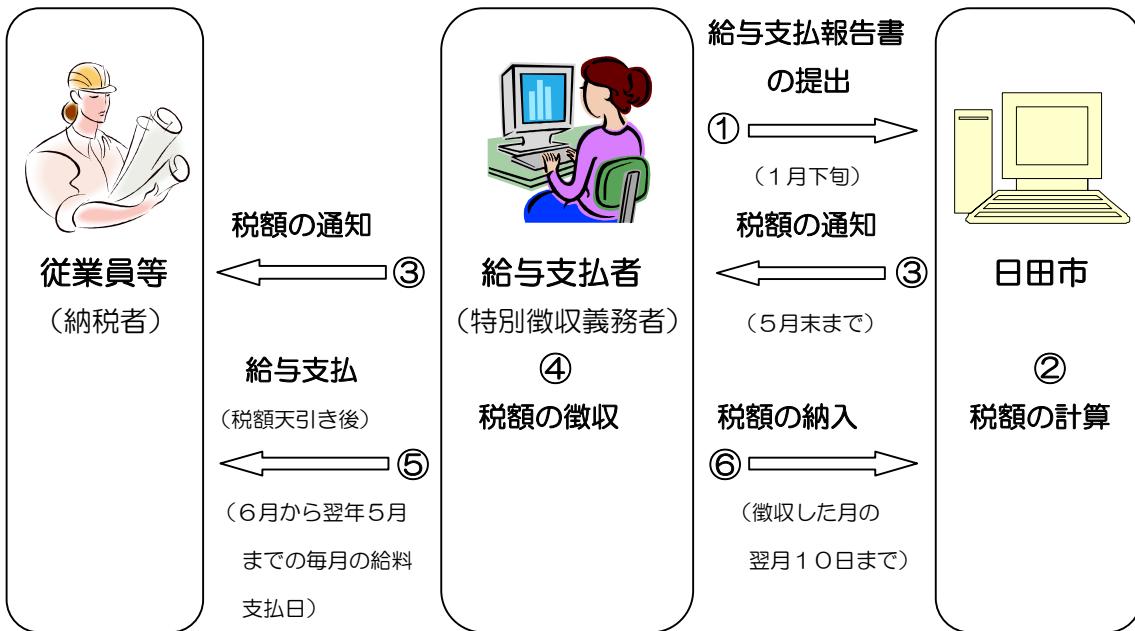


## 個人市民税・県民税の特別徴収制度のしくみ

個人市民税・県民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に、従業員等の個人市民税・県民税を天引きして、納税義務者である従業員等に代わって、従業員等の居住する市町村に納入していただく制度です。



### (1) 給与支払報告書の提出

所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）は、法人・個人を問わず、前年中に給与（給料・賃金、賞与、俸給など）を支払った従業員等（アルバイト・パート、役員等を含む）のうち、次のいずれかに該当する全員について、給与支払額の多少にかかわらず、給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）を作成し、毎年1月下旬に提出していくことになっています（地方税法第317条の6）。

※従業員等を雇用する事業主（給与支払者）は、原則すべて所得税の源泉徴収義務者となります。

#### 《給与支払報告書の提出対象者》

- 毎年1月1日現在の在職者のうち、同日現在に日田市にお住まいの方
- 前年中の退職者のうち、退職日現在に日田市にお住まいの方

◎所得税の源泉徴収票とは異なり、すべての従業員等について提出していただく必要があります。

○所得税の源泉徴収税額がない方や年末調整を行わない方、個人で税務署へ確定申告をされる方や個人事業主が支払う事業専従者給与についても、給与支払報告書の提出が必要です。

○退職者のうち、退職した年の給与支払総額が30万円以下である場合も、提出をお願いします。

○税制改正に伴い、平成26年1月1日以後の提出分から、基準年（前々年）の所得税の源泉徴収票の提出枚数が、1,000枚以上の事業主（給与支払者）はインターネットを利用した電子申告（eLTAX）：

エルタックス) または光ディスク等による提出が必要となります。

## (2) 特別徴収義務者の指定

従業員等に対して給与の支払をする事業主（給与支払者）のうち、所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）は、すべて特別徴収義務者として指定され、従業員等の個人市民税・県民税を特別徴収していただくことになります。また、地方税法第321条の4の規定により、事業主や従業員等の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。

## (3) 特別徴収の対象となる従業員等

従業員等を雇用する事業主（給与支払者）は、毎年4月1日現在において在職するすべての従業員等から、個人市民税・県民税を特別徴収していただくことになっています（地方税法第321条の4）。

◎アルバイト・パート、役員等を含むすべての従業員等から特別徴収する必要があります。

◎前年中に他の事業主から給与の支払を受けた方も、4月1日に在職する場合は特別徴収する必要があります。

## (4) 特別徴収の範囲

特別徴収により、給与から天引きして徴収していただく税額は、原則として、給与所得に対する個人市民税・県民税（所得割額と均等割額）となります。ただし、給与所得以外に他の所得がある方で、納税者（従業員等）が所得税の確定申告等において、給与所得以外の所得に対する個人市民税・県民税の徴収方法について特別徴収を選択した場合は、給与所得以外の所得に対する個人市民税・県民税についても特別徴収税額として徴収していただきます。なお、65歳以上の方の公的年金等の所得については、その年金から特別徴収（差し引き）することとなっております。

また、退職手当等に対し個人市民税・県民税が生じる場合についても、退職所得等より特別徴収していただきます。